

新花巻図書館整備基本計画試案検討会議設置要綱を次のように定める。

令和3年4月12日

花巻市長 上田 東 一



新花巻図書館整備基本計画試案検討会議設置要綱

(設置)

第1条 新花巻図書館整備基本計画の試案策定にあたり、専門的な見地から意見を聴取するため、新花巻図書館整備基本計画試案検討会議（以下「検討会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 検討会議の所掌事項は、新花巻図書館整備基本計画試案（以下「計画試案」という。）に記載すべき事項について、具体的な検討を行うこと。

(組織)

第3条 検討会議は、次に掲げる者をもって組織し、委員は、市長が委嘱する。

- (1) 花巻市図書館協議会委員
- (2) 花巻市社会教育委員
- (3) 外部有識者
- (4) 花巻市職員及び花巻市教育委員会の所管に属する職員

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から計画試案の策定が完了する日までとする。

(座長)

第5条 検討会議に座長を置き、生涯学習部長が務める。

- 2 座長は、検討会議を代表し、会務を総理する。
- 3 座長に事故があるとき、又は欠けたときは、あらかじめ座長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 検討会議は、座長が招集し、その議長となる。

- 2 検討会議は、図書館の専門家の出席を求め、意見、助言を求めることができる。
- 3 検討会議は、必要があると認めるときは、委員以外から計画試案に関して意見を求めることができる。

(会議の公開基準)

第7条 検討会議は、原則として公開する。ただし、次のいずれかに該当する場合は、当該会議を公開しないことができる。

- (1) 花巻市情報公開条例（平成18年花巻市条例第19号。以下「条例」という。）第7条各号に掲げる情報に該当すると認められる事項について審査、審議又は調査を行う場合
- (2) 当該会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営に著しい支障が生じることが明らかに予想される場合

(会議の公開又は非公開の決定)

第8条 検討会議の公開又は非公開の決定は、会議の公開基準に基づき、座長が、検討会議に諮って行うものとする。

(事務局)

第9条 検討会議の事務局は、生涯学習部新花巻図書館計画室に置く。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、検討会議の運営に関し必要な事項は、別に市長が定める。

附 則

この告示は、告示の日から施行する。